２　機構が危機対応業務を行うため借入れをすることができる資金の限度額を八兆九、〇〇〇億円に引き上げることとした。（第三七条関係）

３　主務大臣が特定認定に係る農林中央金庫に対し国内において資産を保有することを命ずる場合には、その期限等を示して行うものとするとともに、保有することを命ずる資産として、日本銀行に対する預け金等を定めることとした。（第三八条関係）

４　優先出資の引受け等の申込みを行った特定認定に係る農林中央金庫が主務大臣に提出しなければならない経営の健全化のための計画に定める方策として、経営の合理化のための方策、責任ある経営体制の確立のための方策等を定めることとした。（第三九条関係）

５　農林中央金庫が特定措置に係る優先出資の引受け等の決定に従った優先出資の発行による変更の登記を行う場合について、協同組織金融機関の優先出資に関する法律施行令（平成五年政令第三九八号）第一四条の規定の特例を定めることとした。（第四〇条関係）

６　農水産業協同組合貯金保険法（昭和四八年法律第五三号。以下「法」という。）第一〇〇条第六項及び第七項の規定を特定認定に係る農林中央金庫の優先出資の引受け等を行わない旨の決定がされたときについて準用する場合の技術的読替えを定めることとした。（第四一条関係）

７　特定負担金の額を計算する場合における計算方法を定めることとした。（第四六条関係）

８　法による内閣総理大臣の権限のうち金融庁長官に委任されない権限に、特定認定等を追加することとした。（第四七条関係）

二　農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令の一部改正関係

農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律（令和三年法律第五五号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、特定業務を営む特定承継会社に係る法の規定の適用について、所要の規定の整備を行うこととした。（附則第一五条関係）

三　施行期日

この政令は、改正法の施行の日（令和四年四月一日）から施行することとした。

# 政　令

一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年三月十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

**政令第六十号**

一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

一般国道の指定区間を指定する政令（昭和三十三年政令第百六十四号）の一部を次のように改正する。

別表三百七十五号の項中「三千五百三十七番一」を「十九番二」に改め、同表四百七十四号の項中「佐久間町川合七百八十七番二」を「水窪町奥領家三千六百九番二」に改め、同表四百七十八号の項中「綾部市七百石町中溝十三番」を「宮津市字宮村小字上九百十四番二」に改める。

**附　則**

この政令は、令和四年三月十九日から施行する。ただし、別表四百七十八号の項の改正規定は、同年四月一日から施行する。

国土交通大臣　斉藤　鉄夫
内閣総理大臣　岸田　文雄

令和三年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年三月十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

**政令第六十一号**

令和三年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚（じん）災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項、第三条第一項、第四条第一項並びに第二十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。